

2003 - 02

2003 . 2 . 21

鉄道事業許可（新大阪連絡線の一部区間）の 廃止繰上について

阪急電鉄では、すでに発表いたしましたとおり、未開業路線である新大阪連絡線（淡路～新大阪～十三 4.030km、新大阪～神崎川 2.963km）の一部区間（淡路～新大阪および新大阪～神崎川）につき鉄道事業許可の廃止届を提出しておりますが、本日、同区間に関する、廃止繰上届出書を近畿運輸局へ提出いたしましたのでお知らせいたします。詳細はつぎのとおりです。

1. 廃止繰上届出区間

淡路～新大阪間	1.680km	（淡路～新大阪～十三 4.030kmの一部区間）
新大阪～神崎川間	2.963km	

2. 経緯

新大阪連絡線は、京都線の混雑緩和や、当社各線と新幹線との接続向上、新大阪周辺地区への輸送需要対応のため、1961年に鉄道事業許可を取得いたしました。

その後、京都線の混雑率が緩和したことや、JR東海道線・大阪地下鉄御堂筋線の輸送力増強等により、その整備の意義が薄れたことから、昨年12月、当社は一部区間（淡路～新大阪間、新大阪～神崎川間）の鉄道事業許可の廃止届を提出いたしました。

また、当該区間が未開業路線であり、廃止に伴いお客様の利便性の低減を招くことが無いことなどから、2003年1月、廃止繰上を希望する旨の意見陳述を行っていましたが、今般、廃止繰上を可とする旨の決定が国土交通大臣より得られたため、本日付で近畿運輸局に対し、廃止繰上届出書を提出いたしました。

2002年 12月 6日	同区間に関する廃止届出書を提出
2003年 1月 27日	廃止繰上を希望する旨の意見陳述
2003年 2月 10日	廃止繰上を可とする決定の通知（国土交通大臣より）
2003年 2月 21日	廃止繰上届出書を提出

3. 繰り上げ廃止日

2003年 3月 1日

以上

【ニュースリリース配布先】青灯クラブ、近畿電鉄記者クラブ